

塚原古墳群

下益城郡城南町塚原



▲塚原古墳群と出土した日本最古の須恵器



昭和四十七・四十八年度、九州自動車道関係の発掘調査によって、長さ四百六十五メートル、幅六十メートルの道路敷内から古墳時代前期後期の方形周溝墓三十九、円墳四十、石棺十八基など百一基が発見された。しかも、時代的に方形周溝墓から高塚古墳への発展過程がその配置のうえからもつかめるといふことから、昭和四十八年三月以来保存の声が起った。この間色々の経緯はあったが、昭和四十九年十二月、文化庁・日本道路公団・熊本県・城南町の間で、保存についての確認書が結ばれた。これによって昭和五十一年四月から道路敷の両側約十六ヘクタールについて遺跡の範囲確認調査を実施し、約十二・五ヘクタールに遺跡が存在することがわかった。そこでこの範囲について城南町から八月に国指定申請を行い、国指定になったものである。



母子会活動の現状から

保 田 蒼

(一) はじめに
今年には憲法施行三十周年になる。熊本母子会も発足して三十年を迎えようとしている。憲法施行三十年の歩みの中で最も意味深いものは参政権を得たことであろう。婦人は参政権を通して大きく変化した。すなわち婦人に不利な法律の改廃、婦人のための法律の制定等。運動は当然母子の幸せを守る運動に展開した。運動の目標は、母子家庭の福祉を増進する運動、母子年金制度の実施、母子福祉に関する公私施設の拡充であった。

(二) 母子会の発足と歩み
熊本県においては昭和二十四年各市町村に結成された母子家庭の組織が大きく手をつなぎ、熊本県母子会連盟として発足した。三十八年には規約を改正して財団法人未亡人団体協議会となり、事務所を県社会福祉会館内に移し、母子福祉センター事業の開設とともに、県下母子会組織の連絡調整と、その指導援助を行ってきた。なお五十年母子休養ホームしらゆり会館の建設

と共に社会福祉法人母子福祉協議会と改名した。したがって町村校区母子会の組織が会の基本で、市郡にたがなり県の組織となつて、二十五年に発足した全国未亡人団体協議会となつてきている。ここが中心となつて未亡人、母子家庭の福祉を増進する運動を進めている。

(三) 今日の母子問題
県では五十年県内全民生委員の協力を得て、母子世帯の実態調査を実施された。結果、総数、一万二千九百九十七世帯で、①母子世帯になつた原因は、夫の死亡が四六%、生別が三三%で、特に離婚が二八%を占めており、交通事故その他の事故死が一三・五%、その他未婚の母や遺棄など対策の多様化が伺われる。②次に母子福祉対策の一つの柱である母子福祉資金の貸付制度を知らない者が三〇%で、その月収は六万円、以下が六九%、内生活保護受給者二・五%を示し、経済的生活の厳しさが伺える。③職業でも雇用者が六一%、中でも日雇労働者、内職・パートタイマーが二%となつており就労の不安定さを示している。

④この調査で母子会に加入していない者が六九%もあることは会としてその原因と会の在り方に深い反省がなされなければならぬ重要な課題である。以上はいわゆる二十歳未満の子どもをかかえた若母子家庭の実情であるが、他方すでに母

子家庭の域を越えた未亡人(寡婦総数約五万)の老後の問題など問題は山積している。

(四) 私達は何をなすべきか
母子、寡婦家庭の福祉増進のための母子会の役割は重要であり、どのように運動を進めるかが私達の課題である。戦う力は学問である、知識がなければならぬ。私達はこれらの資料を必携として先ず会員の資質の向上のための学習活動を強力に進めその具体策を確立したい。したがって県母協では六つの努力目標をかかげこれを柱として年間行事を立て実施している。①母子福祉センター事業。②母子、寡婦福祉資金の活用普及の事業。③母子家庭を明るくする事業。④母子会活動の強化。⑤収益事業。⑥しらゆり会館運営事業で、特に、母子会活動の強化のために県郡市町村に大会、研修会を開催し、あらゆる機会を学習の場とし母子施策の徹底をはかり周知につとめているが、これらの場合に若年母子家庭の母の不参加が母子会運営の問題点として、全国各県もその対策に苦慮し研究課題として、次に中央母子福祉センターは母子福祉事業の中央機関として、相談事業、生活指導、就業就職のあつ旋を行っている。四十七年度よりは母子家庭の自立促進事業として家庭奉仕員、給食調理員等各種の講習会を開催し、就労の場

の開拓に努めている。その他、母と子の運動会や新入学祝、一日父親行事など県下各市町村の御協力を得て年々盛大裡に実施されていることは真に感謝にたえない。それらの財源として会費並びに県の補助はもちろんであるが、国立青年の家、藤崎台野球場等に母子会の店を開き、就労と会運営費の一助としていることに対し、一段の御理解と御協力がのぞまれるのである。

さらに全国と呼応して、医療費の無料化、児童手当、雇用促進法、寡婦福祉法の早期実現など、運動を進めているが、医療費の公費負担については既に全国十二県、熊本県では荒尾、甲佐、御船、田ノ浦、白水、菊鹿、天草の七カ市町村に医療費の一部負担や、児童手当の支給が実施されている。全県下にこの施策の実施をのぞんでいる。

こうして私共は母子寡婦福祉増進に三十年の歩みが続けてきた。いまや核家族の中に母は古い、後継部隊もなおつき低成長下のもとに低所得層に止まるものも多い。この現状をふまえ、自らのゆくべき道の開拓のため、市町村母子会組織の強化と、未加入母子家庭の加入推進に、行政並びに関係先輩の厳しい御指導と御協力をお願いし、あすの熊本の建設に会員一同、決意を新たにし母子寡婦福祉の増進に一層を捧げたいものである。

(県母子福祉協議会理事長)